

介護予防ケアマネジメントの 手引き

令和元年 10 月
西 宮 市

はじめに

本手引きは、平成29年4月から実施している介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防ケアマネジメント」に関する運営や介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、報酬等を解説した手引きです。

本手引きを参考に、介護保険制度の基本的な事項や運営上の具体的な取扱い等について理解を深めていただき、適正な事業運営をされるとともに、利用者に期待され、信頼されるサービスの提供に努めていただきますようお願いいたします。

なお、内容は今後変更も予想されますので、常に最新情報を入手するようにしてください。

※ 本手引きは西宮市ホームページに掲載しています。

HPアドレス：

<https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/kaigojigyo/tetsuzuki/jigyo-kaigoyobo.html>

主な改訂事項

改訂時期	主な改訂事項
平成 28 年 12 月	初回作成
平成 29 年 3 月	介護予防ケアマネジメント費の請求・支払の流れの変更
	代理受領委任状の様式の変更
平成 30 年 1 月	予防専門型訪問サービス及び家事援助限定型訪問サービスの利用について（通知）の追加
平成 30 年 10 月	市ホームページアドレス変更に伴う一部変更
	総合事業への移行完了に伴う一部変更等
	代理受領委任状の取り扱いの追記
	介護予防支援と共通の Q & A を削除
平成 31 年 1 月	共生型予防専門型訪問サービス・共生型予防専門型通所サービスの創設に伴う一部変更
令和元年 10 月	介護予防ケアマネジメント費と区分支給限度基準額の改正に伴う一部変更等

目 次

I	介護予防・日常生活支援総合事業について	
1	介護保険法改正について	1
2	西宮市の総合事業の構成	2
II	介護予防ケアマネジメントの概要	
1	「介護予防ケアマネジメント」とは	3
2	介護予防ケアマネジメントの基本方針	3
3	サービス利用対象者	
(1)	第1号事業利用対象者	3
(2)	介護予防ケアマネジメント利用対象者	4
III	介護保険制度と介護予防ケアマネジメント	
1	実施主体	
(1)	運営基準（主なもの）	5
(2)	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	5
2	介護報酬等	
(1)	介護予防ケアマネジメント費と区分支給限度基準額	5
(2)	加算	6
(3)	利用者負担	6
3	実施についての留意事項	
(1)	他市町村事業所の利用	6
(2)	住所地特例者	6
4	請求関連	
(1)	介護予防ケアマネジメント費の請求・支払	6
(2)	留意事項	8
IV	Q & A	11
	通知	
	予防専門型訪問サービス及び家事援助限定型訪問サービスの利用について	15

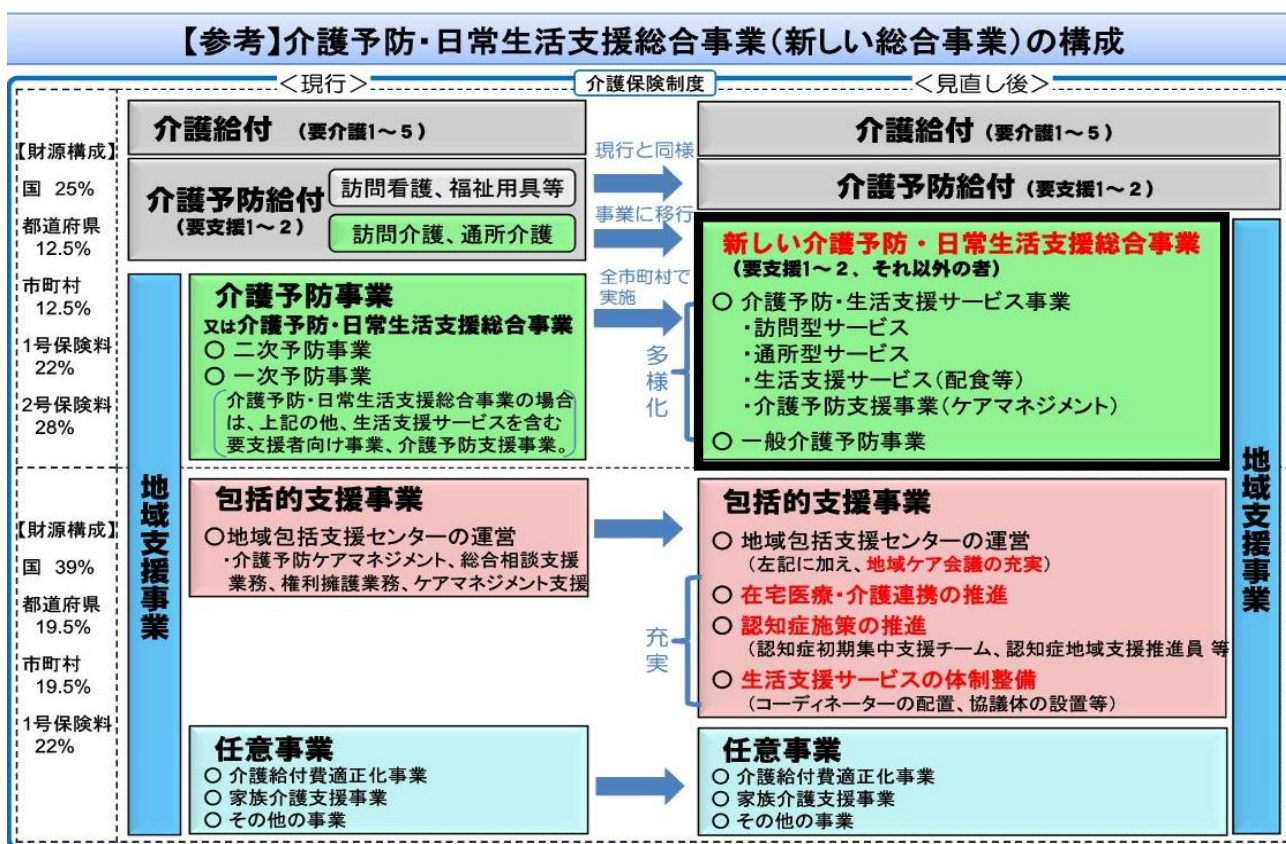
I 介護予防・日常生活支援総合事業について

1 介護保険法改正について

平成 27 年度の介護保険法改正において、従前の要支援者の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護について、地域の実情に応じた多様な主体による柔軟な取組みにより、効率的かつ効果的にサービスを提供できるよう、地域支援事業の「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）」で実施することが示された。

総合事業は、要支援者等に対して支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業（以下「第 1 号事業」という。）」と、第 1 号被保険者に対して介護予防を行う「一般介護予防事業」で構成されている。

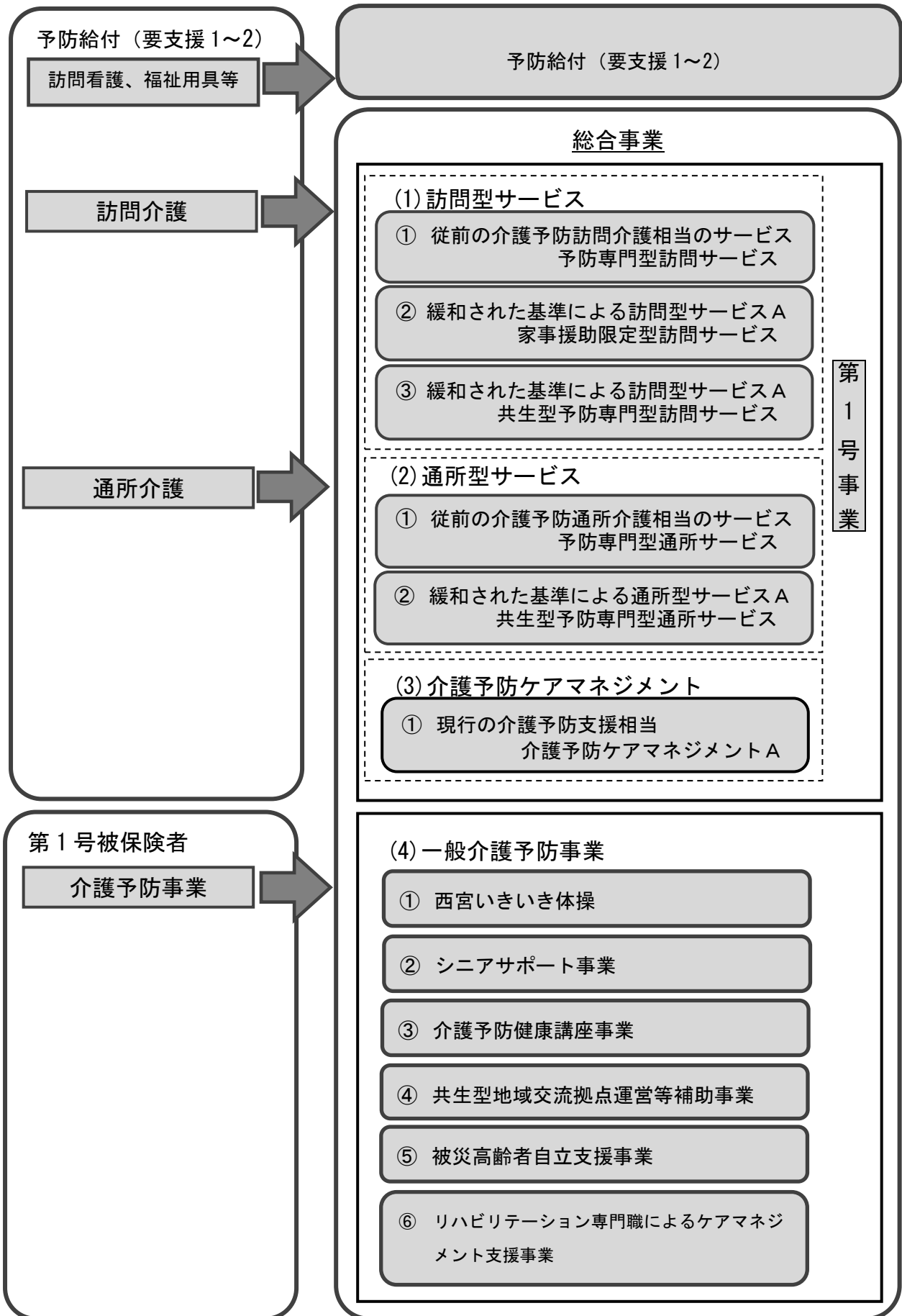
西宮市においては、平成 29 年 4 月から本事業を実施している。



厚生労働省資料より抜粋

2 西宮市の総合事業の構成

西宮市における総合事業の構成は次のとおりとする。



Ⅱ 介護予防ケアマネジメントの概要

1 「介護予防ケアマネジメント」とは

介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業であり、介護予防支援に相当するものである。

2 介護予防ケアマネジメントの基本方針

介護予防ケアマネジメントは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

介護予防ケアマネジメントは、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービス並びに地域の予防活動等（地域における予防活動、就業、ボランティア、趣味活動等をいう。以下同じ。）の場が、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 サービス利用対象者

(1) 第 1 号事業利用対象者

介護予防ケアマネジメントを含む第 1 号事業の利用対象者は「要支援者に相当する者」とされており、具体的には下記のとおりとされている。

○要支援 1 又は要支援 2

要支援認定を受け、要支援 1 又は 2 と認定を受けた人。

○事業対象者

第 1 号被保険者であって、基本チェックリストによる判定を実施し、事業対象者の基準に該当した人。事業対象者は、訪問型サービスや通所型サービスの第 1 号事業のみ利用できる。なお、介護予防訪問看護などの予防給付を利用する場合は要支援認定を受け、要支援 1 又は 2 と認定される必要がある。

※第 2 号被保険者については、要支援認定を受けていることが必要であり、事業対象者とはならない。

西宮市においては、「要支援者に相当する者」の判断として、原則として要支援認定を受けた人とし、まず要介護等認定申請の手続きを経ることとなる。

要支援 1・要支援 2 の認定結果が出た場合は、アセスメントを実施し、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに基づきサービスを利用する。一方、非該当の結果が出た場合においても希望者は基本チェックリストを実施し、事業対象者に該当した場合は、アセスメントに基づきサービス利用の必要性を判断し、介護予防ケアマネジメントに基づきサービスを利用する。

なお、介護予防サービス計画及び介護予防ケアプランは地域包括支援センターが作成するが、居宅介護支援事業所への委託も可能である。

サービス利用にあたっては、利用者は本市に対し地域包括支援センターを通じて、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランの作成を依頼することの届出をしなければならない。

※詳細については「西宮市介護予防・日常生活支援総合事業の手引き（共通版）」参照。

(2) 介護予防ケアマネジメント利用対象者

利用するサービスに「予防給付（訪問看護・福祉用具等）」を含む場合は、「介護予防支援（予防給付）」を実施し、利用するサービスに「予防給付」が含まれない場合は、「介護予防ケアマネジメント」を実施する。

なお、ケアマネジメントの位置づけは異なるが、双方の実施内容は同じとする。

要支援1、要支援2 （要支援認定者）	① 予防給付のサービスのみを利用 （例：介護予防通所リハビリテーション）	予防給付による 介護予防支援
	② 予防給付と第1号事業の利用 （例：介護予防短期入所生活介護と訪問型サービス）	
	③ 予防給付と第1号事業と一般介護予防事業の利用 （例：介護予防訪問看護と通所型サービスとシニアサポート事業）	
	④ 予防給付と一般介護予防事業の利用 （例：介護予防福祉用具貸与と西宮いきいき体操）	
	⑤ 第1号事業のみを利用 （例：訪問型サービス）	第1号事業による 介護予防ケアマネジメント
	⑥ 第1号事業と一般介護予防事業の利用 （例：通所型サービスとシニアサポート事業）	
⑦ 第1号事業のみを利用 （例：通所型サービス）		
事業対象者	⑧ 第1号事業と一般介護予防事業の利用 （例：訪問型サービスと西宮いきいき体操）	

Ⅲ 介護保険制度と介護予防ケアマネジメント

1 実施主体

利用者本人が居住する地域を担当する地域包括支援センターが西宮市から委託を受けて実施する。業務の一部を指定居宅介護支援事業所へ委託することも可能とする。

※詳細については、「西宮市指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託実施要綱」参照。

(1) 運営基準（主なもの）

① サービス提供内容の説明・同意
② サービス提供拒否の禁止
③ 業務の委託
④ 書類の交付
⑤ 管理者の責務
⑥ 運営規程の整備
⑦ 秘密保持
⑧ 苦情、事故発生時の対応等
⑨ 会計の区分
⑩ 記録の整備

※詳細については「西宮市介護予防ケアマネジメント実施要綱（第3章第2節）」参照。

(2) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

① 基本取扱方針
② 具体的取扱方針
③ 提供に当たっての留意点

※詳細については「西宮市介護予防ケアマネジメント実施要綱（第3章第3節）」参照。

2 介護報酬等

(1) 介護予防ケアマネジメント費と区分支給限度基準額

介護予防ケアマネジメントを実施した場合は、「介護予防ケアマネジメント費」が支払われる。

また、1月に利用できる上限単位数である区分支給限度基準額は、以下のとおりとする。

対象者	区分支給限度基準額	利用サービス	介護予防ケアマネジメント費
要支援1	5,032 単位	・第1号事業のみ ・第1号事業と一般介護 予防事業のみ	1月につき 431 単位
要支援2	10,531 単位		
事業対象者	5,032 単位		

※西宮市は3級地であり、地域単価は11.05円

(2) 加算

種 別	内 容
初回加算	地域包括支援センターにおいて、新規に介護予防ケアプランを作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った場合については、1月につき300単位を加算する。
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力した場合に、300単位を加算する。 ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

(3) 利用者負担

原則無料

※償還払いの場合であっても、原則として利用者の負担は生じない。

3 実施についての留意事項

(1) 他市町村事業所の利用

① 利用者が西宮市に居住する場合

西宮市に居住する西宮市被保険者が他市町村の事業所を利用する場合、当該他市町村の事業所が西宮市の事業者指定を受けていることを確認すること。

② 利用者が他市町村に居住する場合

他市町村に居住する西宮市被保険者（住所地特例者を除く）が他市町村の事業所を利用する場合の介護予防ケアマネジメントは、他市町村の指定居宅介護支援事業所への委託を原則とする。

(2) 住所地特例者

※詳細については「西宮市介護予防・日常生活支援総合事業の手引き（共通版）」参照。

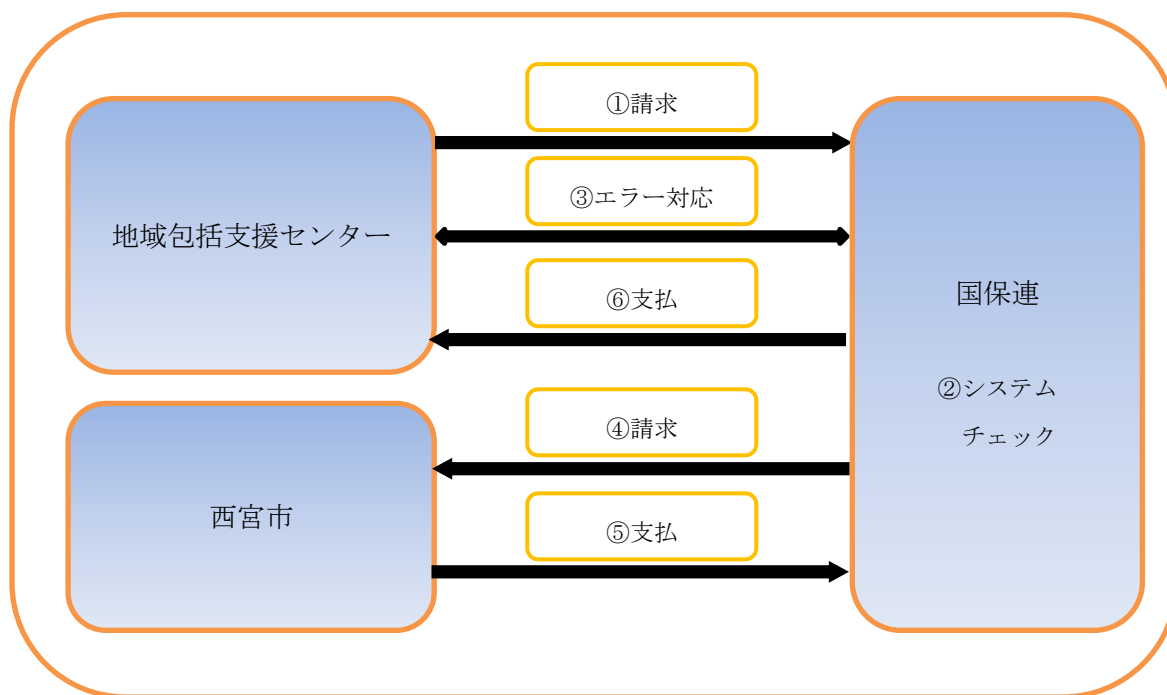
4 請求関連

(1) 介護予防ケアマネジメント費の請求・支払

① 地域包括支援センターが直接実施する場合

請求は「地域包括支援センター」から、「兵庫県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）」へ行う。

支払は「国保連」から「地域包括支援センター」へ行う。



① 地域包括支援センターが、介護予防ケアマネジメント費を国保連に請求する。
② 国保連が、介護予防ケアマネジメント費と台帳情報とのシステムチェックを行う。
③ 地域包括支援センターは、国保連のシステムチェックによりエラーとなった情報についてエラー対応する。
④ 国保連が、介護予防ケアマネジメント費と処理手数料を西宮市に請求する。
⑤ 西宮市が、介護予防ケアマネジメント費と処理手数料を国保連に支払う。
⑥ 国保連が、介護予防ケアマネジメント費を地域包括支援センターに支払う。

② 地域包括支援センターが居宅介護支援事業所へ委託する場合

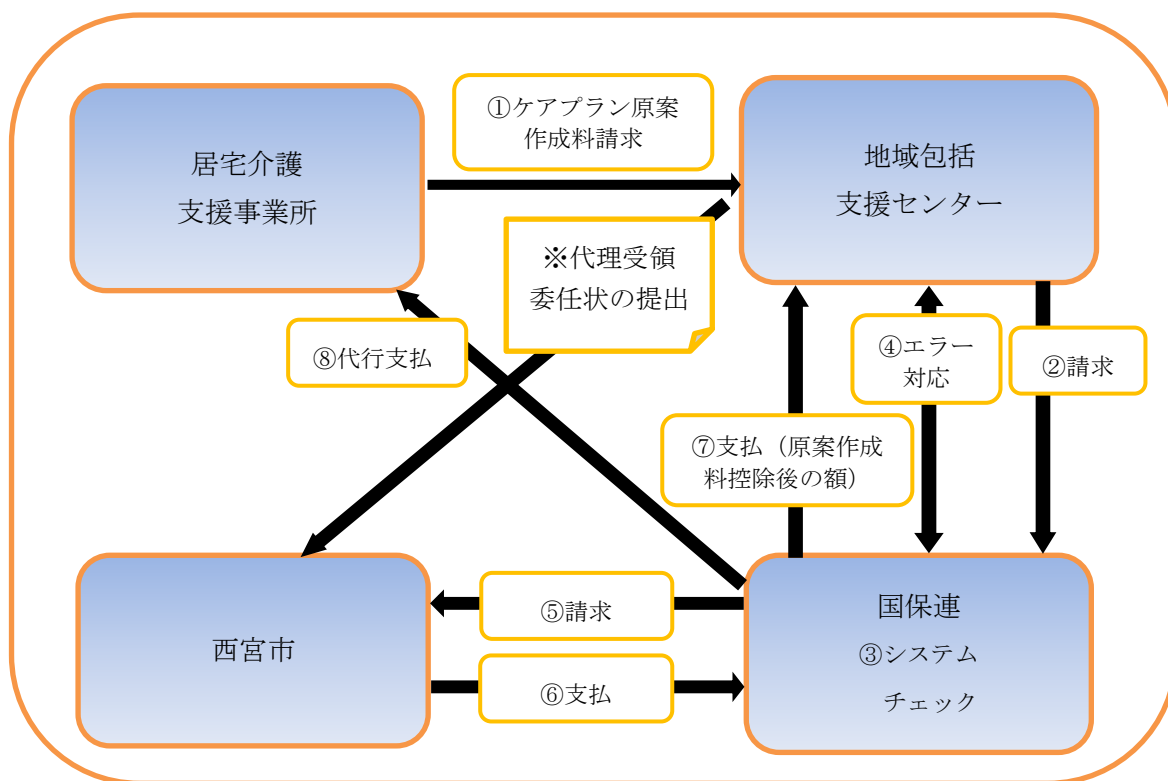
請求は「居宅介護支援事業所」から「地域包括支援センター」に行い、請求を受けた「地域包括支援センター」から「国保連」に請求する。

支払は「国保連」からケアプラン委託先の「居宅介護支援事業所」へ代行支払。

※ 「国保連」からケアプラン委託先の「居宅介護支援事業所」へ代行支払を行う場合には、「地域包括支援センター」と「居宅介護支援事業所」の双方が合意のうえ、「代理受領委任状」（10頁に様式掲載）を作成し、原本を西宮市へ提出しなければならない。

またこの場合、請求の前に「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」提出時に「代理受領委任状」の写しを添えて西宮市に提出する必要がある。

なお、この合意内容が、介護予防支援にかかるケアプラン原案作成料を含む場合は、介護予防支援についても、同様にケアプラン原案作成料の支払代行を行う。



① 居宅介護支援事業所が、ケアプラン原案作成料を地域包括支援センターに請求する。
② 地域包括支援センターが、介護予防ケアマネジメント費を国保連に請求する。
③ 国保連が、介護予防ケアマネジメント費と台帳情報とのシステムチェックを行う。
④ 地域包括支援センターは、国保連のシステムチェックによりエラーとなった情報についてエラー対応する。
⑤ 国保連が、介護予防ケアマネジメント費と処理手数料を西宮市に請求する。
⑥ 西宮市が、介護予防ケアマネジメント費と処理手数料を国保連に支払う。
⑦ 国保連が、介護予防ケアマネジメント費（原案作成料控除後のケアプラン作成料）を地域包括支援センターに支払う。
⑧ 国保連が、介護予防ケアマネジメント費（ケアプラン原案作成料）を居宅介護支援事業所に支払う（代行支払）。

※ 事前に地域包括支援センターから西宮市に代理受領委任状の提出が必要

※ 代理受領委任状を西宮市に提出後、住所等の内容に変更が生じた場合は、再度代理受領委任状の提出が必要

(2) 留意事項

ケアプランを作成する居宅介護支援事業所が県外にある場合、県外の居宅介護支援事業所については国保連に口座情報がないため、国保連からの支払代行はできない。

地域包括支援センターが県外の居宅介護支援事業所に委託する場合は、従来どおり、地域包括支援センターからケアプラン原案作成料を支払う。

介護予防ケアマネジメント費及び介護予防支援費の請求・支払等については次のとおり。

事業種類	実施方法	請求	支払	「代理受領委任状」の取得
「介護予防ケアマネジメント費」及び「介護予防支援費」	包括直接実施	包括⇒国保連	国保連⇒包括	不要
	包括から県内居宅介護支援事業所へ委託	県内居宅介護支援事業所⇒包括⇒国保連	国保連⇒包括・県内居宅介護支援事業所	必要
	包括から県外居宅介護支援事業所へ委託	県外居宅介護支援事業所⇒包括⇒国保連	国保連⇒包括⇒県外居宅介護支援事業所	不要

<参考>

介護予防ケアマネジメント費	西宮市から他市町村包括へ委託	他市町村包括⇒国保連	国保連⇒他市町村包括	不要
介護予防支援費	西宮市が他市町村包括を登録			

※住所地特例者も同様の取扱い

代理受領委任状

西宮市長様
西宮市福祉事務所長様

令和 年 月 日

委任者は、下記受任者を代理人と定め、令和 年 月サービス提供分以降の受領すべき介護保険法に基づく介護報酬等又は、生活保護法に基づく介護報酬等のうち、原案作成委託料相当分の金額を受領する権限を委任します。

なお、委任者及び受任者は、介護保険法に基づく介護報酬等又は、生活保護法に基づく介護報酬等について過誤が発生した場合は、原案作成委託料を過誤調整（相殺）することについて、了承します。

記

(委任者) 事業所番号 _____

住 所 _____

事業所名 _____ (E)
(地域包括支援センター)

(受任者) 事業所番号 _____

住 所 _____

事業所名 _____ (E)
(居宅介護支援事業所)

IV Q&A

用語集（用語の定義・凡例）

用語・略語	定義等
法	介護保険法（平成9年法律第123号）
第1号事業	介護予防・生活支援サービス事業
介護予防サービス計画又は介護予防ケアプラン	介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。）又は介護予防ケアプラン（指定基準要綱第15条に規定する介護予防ケアプランをいう。）
要支援認定等	要支援認定又は事業対象者の該当の有無の判断
サービス計画届出書	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

目次

- 1 認定有効期間の開始日が平成29年4月1日以降の要支援者について、次のようなケースが想定されるが、「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」どちらを実施することになるのか？
- 2 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについて、初回加算を算定できるのはどのような場合か？
- 3 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについて、初回加算を算定できないのはどのような場合か？
- 4 西宮市が介護予防・日常生活支援総合事業を開始した平成29年（2017年）4月1日以降、新規に訪問型サービスで生活援助のみの利用をする場合においては、原則、家事援助限定型訪問サービスの利用とされているが、予防専門型訪問サービスの利用が認められるのはどのような場合か？
- 5 介護予防ケアプラン作成について介護予防支援事業所の担当職員が介護予防ケアマネジメントを行うことはできるのか？
- 6 月の途中で要支援状態区分又は事業対象者から要介護状態区分に変更となり、事業所が変更となった場合の取扱いはどのように行うのか？

1 認定有効期間の開始日が平成 29 年 4 月 1 日以降の要支援者について、次のようなケースが想定されるが、「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」どちらを実施することになるのか？

- ① 月により、第 1 号事業のみの場合と、予防給付＋第 1 号事業の場合があるケース（通常は、訪問型サービス又は通所型サービスのみで時々ショートステイを利用する等）
- ② 第 1 号事業のみの利用者が、月途中から福祉用具貸与を利用することになったケース、逆に福祉用具貸与の利用をやめるケース

次のとおり実施する。

- ① 第 1 号事業のサービスのみを利用する月は介護予防ケアマネジメント、予防給付と第 1 号事業の両方のサービスを利用する月は介護予防支援となるため、月ごとにサービス内容に応じて、介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費を選択して請求する。
- ② 月の途中で 1 日でも予防給付のサービスを利用する場合は、その月は介護予防支援を実施し、介護予防支援費として請求する。

なお、「介護予防サービス・支援計画書」は、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントともに使用する共通様式であるため、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントを交互に実施する場合、共通する計画書を作成して両用することができる。

介護予防支援と介護予防ケアマネジメントを交互に実施しても、計画書を作成しなおす必要はないが、本人の状態変化等がある場合には、計画書の見直しを行う。

2 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについて、初回加算を算定できるのはどのような場合か？

初回加算を算定できるのは次の場合。

- ① 当該利用者について、過去 2 月以上、介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費が算定されていない場合に、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランを作成した場合
- ② 要介護者が要支援認定を受けた場合又は事業対象者となった場合
- ③ 転居等により地域包括支援センターが変更となった場合

3 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについて、初回加算を算定できないのはどのような場合か？

次のような場合は、初回加算を算定できない。

- ① 要支援者が認定更新により、第 1 号事業のサービスを利用し始めた場合
- ② 要支援者が事業対象者となった場合（又はその逆の場合）

- ③ 予防給付のサービスを使うことになり介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に移行した場合（又はその逆の場合）
- ④ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を委託している居宅介護支援事業所が変更となった場合

4 西宮市が介護予防・日常生活支援総合事業を開始した平成 29 年（2017 年）4 月 1 日以降、新規に訪問型サービスで生活援助のみの利用をする場合においては、原則、家事援助限定型訪問サービスの利用とされているが、予防専門型訪問サービスの利用が認められるのはどのような場合か？

生活援助のみの利用であっても、①直近の訪問調査結果における「認知症高齢者自立度」がⅡa 以上又は精神疾患等がある利用者であって、訪問介護員等の有資格者による専門的なサービス提供が必要と判断された場合や、②利用者の居宅の日常生活圏域内等に指定家事援助限定型訪問サービス事業所がない場合は、予防専門型訪問サービスの利用が認められる。

予防専門型訪問サービスをケアプランに位置づけた場合は、身体介護の利用がある等の場合であっても、位置づけた理由を介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに必ず記載することとする。

平成 31 年 1 月 4 日付西介保発第 134 号

「予防専門型訪問サービス及び家事援助限定型訪問サービスの利用について（通知）」

5 介護予防ケアプラン作成について介護予防支援事業所の担当職員が介護予防ケアマネジメントを行うことはできるのか？

総合事業における介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが実施するものとしており、センターに配置されている三職種のほか、地域包括支援センターから事業の一部委託を受けている居宅介護支援事業所の介護支援専門員により実施することができる。

総合事業への移行後は、利用するサービスによって、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントに分かれることとなるため、ケアマネジメント実施者がその都度が変わることなどのないよう、この二つは一体的に行われるべきものと考えている。

このため、担当職員として介護予防支援業務を行っている職員については、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」（平成 18 年 3 月 31 日発出振興・老人保健課長連名通知）において、当該介護予防支援事業所である地域包括支援センターの職員等と兼務して差し支えないものとされていることから、介護予防支援事業所の担当職員は地域包括支援センターの職員と兼務したうえで、切れ目なく介護予防ケアマネジメントを行っていただきたい。

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についての Q & A

【平成 27 年 8 月 19 日版】問 1

6 月の途中で要支援状態区分又は事業対象者から要介護状態区分に変更となり、事業所が変更となった場合の取扱いはどのように行うのか？

月の途中で要支援状態区分や事業対象者から要介護状態区分に変更となり事業所が変更となった場合には、ケアマネジメントを行う主体が地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に移るため、担当する事業所が変更となるが、この場合には、月末に担当した事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く）が給付管理票を作成し、提出することとし、居宅介護支援費を併せて請求するものとする。

また、逆の場合は、月末に担当した地域包括支援センターが給付管理票を作成、提出し、介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費を請求するものとする。

西介保発第 134 号
平成 31 年 1 月 4 日
(2019 年)

市内指定居宅介護支援事業所 管理者様
市内指定介護予防支援事業所 管理者様
市内指定予防専門型訪問サービス事業所 管理者様
市内指定家事援助限定型訪問サービス事業所 管理者様
市内共生型予防専門型訪問サービス事業所 管理者様

西宮市健康福祉局長

予防専門型訪問サービス及び家事援助限定型訪問サービスの利用について（通知）

平素より、本市介護保険事業の推進にご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

本市においては、予防専門型訪問サービス及び家事援助限定型訪問サービスを利用するに当たり、基本的な考え方に変更はありませんが、今般の共生型予防専門型訪問サービスの創設に伴い「予防専門型訪問サービス及び家事援助限定型訪問サービスの利用について（通知）」（平成 28 年（2016 年）12 月 9 日 西介保発第 54 号）を別添 1 のとおり改正し、平成 31 年（2019 年）1 月利用分より適用することとします。

<問い合わせ先>

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10-3

西宮市 介護保険課 給付・適正化チーム

電 話：0798-35-3048

(別添1)

訪問型サービスの利用に当たっては、地域包括支援センター及び委託先の居宅介護支援事業所における介護支援専門員が、利用者本人の状況を判断して介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに位置づけするが、原則、本市が介護予防・日常生活支援総合事業を開始した平成 29 年(2017 年)4 月 1 日以降、新規に訪問型サービスで生活援助のみの利用をする場合においては、家事援助限定型訪問サービスの利用とする。

ただし、生活援助のみの利用であっても、①直近の訪問調査結果における「認知症高齢者自立度」がⅡa 以上又は精神疾患等がある利用者であって、訪問介護員等の有資格者による専門的なサービス提供が必要と判断された場合や、②利用者の居宅の日常生活圏域内等に指定家事援助限定型訪問サービス事業所がない場合は、予防専門型訪問サービスの利用が認められる。予防専門型訪問サービスをケアプランに位置つけた場合は、身体介護の利用がある等の場合であっても、位置つけた理由を介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに必ず記載することとする。なお、正当な理由の記載がない場合、第 1 号事業支給費の返還対象となる場合があるため、留意すること。

また、正当な理由により予防専門型訪問サービスを利用していた人が、当該理由に該当しなくなった場合、他のいずれの理由にも該当しなければ、速やかに家事援助限定型訪問サービスの利用に切り替えること。

平成 31 年(2019 年)1 月より実施する共生型予防専門型訪問サービスにおいても、基本的な考え方は予防専門型訪問サービスと同様である。ただし、共生型予防専門型サービスはサービスに従事する職員が有する資格等により利用できる者が制限される場合があるため、留意すること。

各訪問型サービスの利用の可否の詳細については下記に、考え方のフローチャートについては別添 2 に、具体例については別添 3 に示す。

記

1. 家事援助限定型訪問サービスを利用できない場合

- (1) 訪問型サービスの利用が必要な場合であって、サービス提供内容に身体介護が含まれる場合、家事援助限定型訪問サービスを利用することはできない。
※家事援助限定型訪問サービスでは、運営基準上、身体介護のサービスを提供することができない。

2. 予防専門型訪問サービスを利用できる場合

- (1) 直近の訪問調査結果における「認知症高齢者自立度」がⅡa 以上又は精神疾患等がある利用者であって、訪問介護員等の有資格者による専門的なサービス提供が必要と判断された場合、予防専門型訪問サービスを利用できる。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく障害福祉サービスのうち、居宅介護又は重度訪問介護を利用したことがある人が訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、予防専門型訪問サービスを利用できる。

- (3) 平成 29 年（2017 年）3 月 31 日時点で介護予防訪問介護、訪問介護、又は西宮市在宅高齢者生活支援ホームヘルプ事業（ライフサポート事業）※を利用していた人が訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、要介護（支援）認定又は事業対象者の有効期間が途切れることなく継続している期間に限り、予防専門型訪問サービスを利用できる。
※当該事業は平成 29 年（2017 年）3 月 31 日をもって終了。
- (4) 複数の要支援者、要介護者、事業対象者（以下「要支援者等」という。）がいる世帯において、複数の要支援者等に対して生活援助が必要な場合、それぞれの適切なアセスメントにより設定された生活機能向上に係る目標の達成状況に応じて必要な程度の量のサービスをそれぞれに提供することになるが、共用部分の掃除等が含まれ、一人の訪問介護員が複数の要支援者等間で適宜サービスを振り分けることができない場合であって、かつ複数名の中に要介護者もしくは予防専門型訪問サービスの利用が必要な人が含まれる場合に限り、その他の要支援者等についても、予防専門型訪問サービスを利用できる。
- (5) 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の対象者が訪問型サービスの利用が必要と判断され、当該軽減制度対象となる法人が運営する訪問型サービスを利用する場合、予防専門型訪問サービスを利用できる。
- (6) 新規要介護認定申請中であり、要介護に該当するか要支援に該当するか不明な第 2 号被保険者が、暫定的に訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、暫定的に利用する期間に限り、予防専門型訪問サービスを利用できる。
- (7) 新規要介護認定申請中であり、要介護に該当するか要支援に該当するか不明な第 1 号被保険者が、介護予防福祉用具貸与等の予防給付と併せて暫定的に訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、暫定的に利用する期間に限り、予防専門型訪問サービスを利用できる。
- (8) 要支援者が状態悪化に伴い区分変更申請を行い、要介護になる可能性がある場合であって、かつ暫定的に訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、暫定的に利用する期間に限り、予防専門型訪問サービスを利用できる。
- (9) 事業所において運営規程で定めている標準利用者数を超える等の正当な理由により、当該利用者にサービス提供できる指定家事援助限定型訪問サービス事業所が利用者の居宅の日常生活圏域内等でない場合、予防専門型訪問サービスを利用できる。
※当該理由は市内全域で指定家事援助限定型訪問サービス事業所のサービス提供体制が充実するまでの間の当面の措置であり、今後見直すことがありうる。なお、見直し前であっても、当該日常生活圏域内等のサービス提供体制が充実してきた場合は、他の予防専門型訪問サービスを利用できる場合に当てはまらなければ、当該利用者にサービス提供できる指定家事援助限定型訪問サービス事業所を探し、家事援助限定型訪問サービスの利用に切り替えることが望ましい。

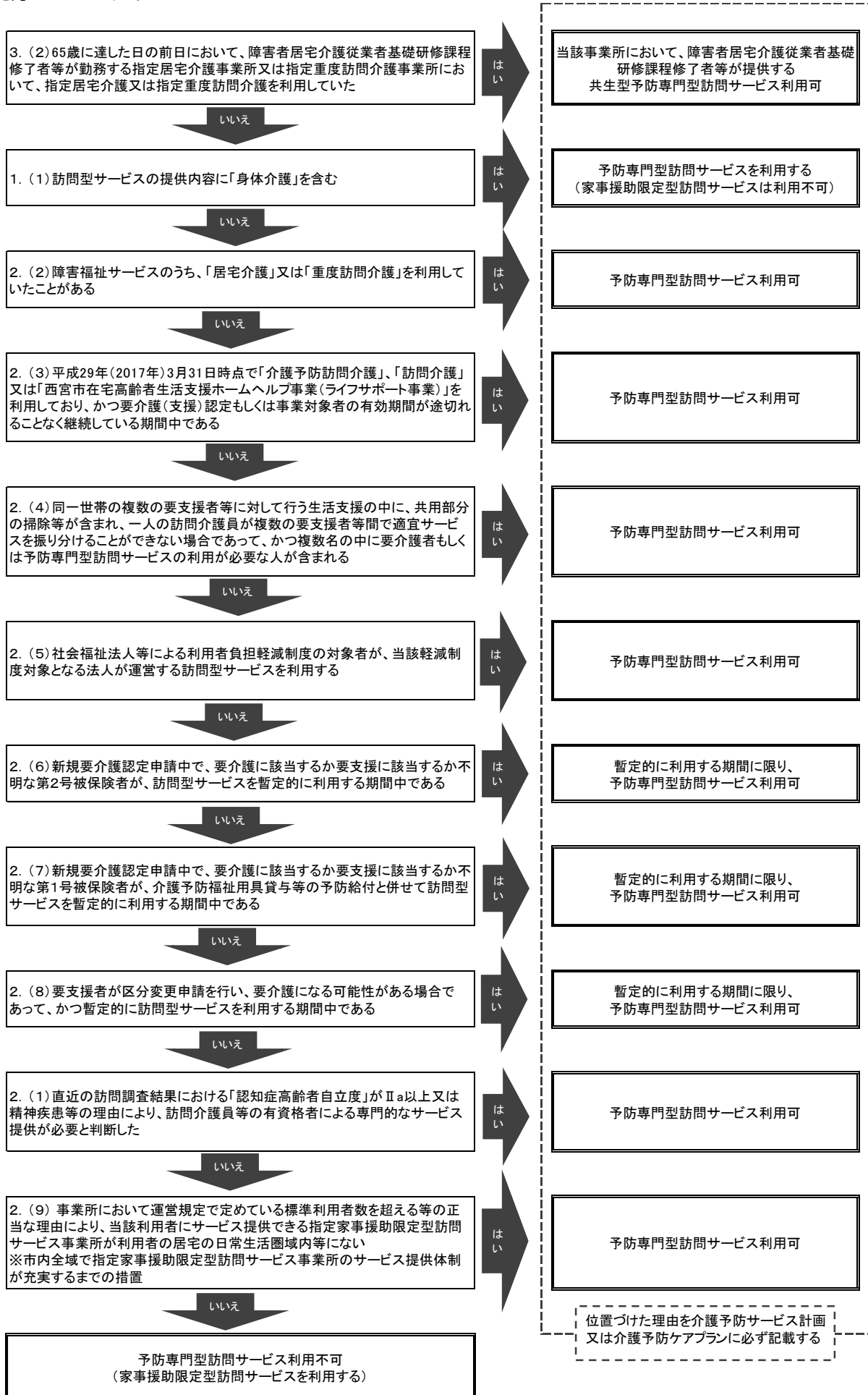
3. 共生型予防専門型訪問サービスを利用できる場合

- (1) 障害福祉制度の指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所が共生型予防専門型訪問サービスを行う場合で、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級課程又は旧2級課程修了者及び居宅介護職員初任者研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）がサービスを提供する場合、予防専門型訪問サービスと同様の取扱いとする。
※別添1～3において、「予防専門型訪問サービス」と記載している場合は、上記の者が提供する共生型予防専門型訪問サービスも含むものとする。

- (2) (1)に規定する者以外（以下、「障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等」という。）がサービスを提供する場合、65歳に達した日の前日において、これらの者が勤務する指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所において、指定居宅介護又は指定重度訪問介護を利用していた高齢障害者のみがサービスを利用できる。

以上

考え方のフローチャート



具体例

【障害福祉サービスの利用者の場合】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害福祉サービスのうち、居宅介護又は重度訪問介護を利用したことがある人が訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、予防専門型訪問サービスを利用できる。

※要介護（支援）認定又は事業対象者の有効期間が途切れている期間が過去にあったとしても、予防専門型訪問サービスを利用できる。

<事例 1>

認定結果	なし	要支援1 (2017.7.1～2018.6.30)	要支援1 (2018.7.1～2020.6.30)
サービス	<u>障害福祉サービスの居宅介護の利用歴あり</u>	予防専門型訪問サービス <u>利用可</u>	予防専門型訪問サービス <u>利用可</u>

<事例 2>

認定結果	なし	要支援1 (2017.7.1～ 2018.6.30)	<u>なし</u> (<u>2018.7.1～</u> <u>2018.11.30</u>)	要支援1 (2018.12.1～ 2019.11.30)
サービス	<u>障害福祉サービスの居宅介護の利用歴あり</u>	予防専門型 訪問サービス <u>利用可</u>		予防専門型 訪問サービス <u>利用可</u>

【既利用者の場合】

平成 29 年（2017 年）3 月 31 日時点で介護予防訪問介護、訪問介護、又は西宮市在宅高齢者生活支援ホームヘルプ事業（ライフサポート事業）を利用していた人が訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、要介護（支援）認定又は事業対象者の有効期間が途切れることなく継続している期間に限り、予防専門型訪問サービスを利用できる。

※有効期間が途切れていなければ、サービスの未利用期間の有無にかかわらず、予防専門型訪問サービスを利用できる。

※「平成 29 年（2017 年）3 月 31 日時点で介護予防訪問介護、訪問介護、又は西宮市在宅高齢者生活支援ホームヘルプ事業（ライフサポート事業）を利用」とは、平成 29 年（2017 年）3 月 31 日に実際にサービス提供があったかどうかではなく、サービスの利用契約が継続していたことを要件としている。

<事例 3>

認定結果	要支援1 (2016.7.1～2017.6.30)	要支援1 (2017.7.1～2019.6.30)	要支援1 (2019.7.1～2021.6.30)
サービス	2017.3.31 時点 介護予防訪問介護の 利用あり	予防専門型訪問サービス 利用可	予防専門型訪問サービス 利用可

<事例 4>

認定結果	要介護3 (2016.7.1～ 2017.6.30)	要支援1 (2017.7.1～ 2019.6.30)	要介護1 (2019.7.1～ 2021.6.30)	要支援1 (2021.7.1～ 2023.6.30)
サービス	2017.3.31 時点 訪問介護の利用あり	予防専門型訪問 サービス利用可	訪問介護	予防専門型訪問 サービス利用可

<事例 5>

認定結果	非該当	事業対象者 (2017.4.1～2017.9.30)	事業対象者 (2017.10.1～2018.3.31)
サービス	2017.3.31 時点 ライフサポートの ホームヘルプの利用あり	予防専門型訪問サービス 利用可	予防専門型訪問サービス 利用可

<事例6>

認定結果	要支援1 (2016.7.1～2017.6.30)	要支援1 (2017.7.1～2019.6.30)	事業対象者 (2019.7.1～2019.12.31)
サービス	2017.3.31 時点 介護予防訪問介護の 利用あり	予防専門型訪問サービス 利用可	予防専門型訪問サービス 利用可

<事例7>

認定結果	要支援1 (2016.7.1～2017.6.30)	要支援1 (2017.7.1～2019.6.30)	事業対象者 (2019.7.5～2020.1.31)
サービス	2017.3.31 時点 介護予防訪問介護の 利用あり	予防専門型訪問サービス 利用可	予防専門型訪問サービス 利用可

※要支援認定の更新結果が非該当となったが、その結果通知が遅れたことにより、基本チェックリストの実施が遅れ、結果として有効期間が途切れた場合は、その期間が概ね1か月以内であれば予防専門型訪問サービスの利用可とする。

<事例8>

認定結果	他市で要支援1 (2016.12.1～2017.11.30)	西宮市に転入 要支援1 (2017.11.1～2018.4.30)	要支援1 (2018.5.1～2020.4.30)
サービス	2017.3.31 時点 介護予防訪問介護の 利用あり	予防専門型訪問サービス 利用可	予防専門型訪問サービス 利用可

※平成29年(2017年)3月31日時点のサービス利用の有無は、転入前の他市町村の介護予防訪問介護、訪問介護、又は現行相当の訪問型サービスの利用を含む。また、要介護(支援)認定又は事業対象者の有効期間についても、他市町村の要介護(支援)認定又は事業対象者の有効期間を含む。

【第2号被保険者の新規申請中の暫定利用の場合】

新規要介護認定申請中であり、要介護に該当するか要支援に該当するか不明な第2号被保険者が、暫定的に訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、暫定的に利用する期間に限り、予防専門型訪問サービスを利用できる。

※要支援認定を受けた場合は、訪問介護員等の有資格者による専門的なサービス提供が必要と判断される等、予防専門型訪問サービスを利用できる場合に当てはまらなければ、家事援助限定型訪問サービスの利用に切り替える必要がある。

<事例9>

2017.7.15	新規要介護認定申請	
2017.7.15	<u>訪問型サービスのみ</u> を暫定利用	暫定的に利用する期間は、 <u>予防専門型訪問サービス</u> を利用できる。(第2号被保険者は認定結果が出た後、暫定的にサービスを利用している期間について、事業対象者として取り扱うことができないため、予防給付との併給でなくとも予防専門型訪問サービスを利用できることとしている。)
2017.8.10	<u>要支援1</u> の認定結果通知	※仮に認定の結果が異なった場合でも利用者に給付がなされるよう予防専門型訪問サービス事業者及び訪問介護事業者の両方の指定を受けている事業者をケアプラン上は位置づけることが考えられる。
2017.8.11	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書提出	家事援助限定型訪問サービスを利用する。

【第1号被保険者の新規申請中の暫定利用の場合】

新規要介護認定申請中であり、要介護に該当するか要支援に該当するか不明な第1号被保険者が、介護予防福祉用具貸与等の予防給付と併せて暫定的に訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、暫定的に利用する期間に限り、予防専門型訪問サービスを利用できる。

※認定結果が要介護であった場合に暫定的に利用した期間を事業対象者として取り扱うためには、「①要介護等認定申請日以降かつ暫定利用開始前に基本チェックリストを実施して事業対象者に該当していること」、及び「②暫定利用開始前にサービス計画届出書と基本チェックリストを提出していること」が必要。

※要支援認定を受けた場合は、訪問介護員等の有資格者による専門的なサービス提供が必要と判断される等、予防専門型訪問サービスを利用できる場合に当てはまらなければ、家事援助限定型訪問サービスの利用に切り替える必要がある。

<事例10>

2017.7.15	新規要介護認定申請	
2017.7.15	訪問型サービスと介護予防福祉用具貸与を暫定利用	介護予防福祉用具貸与等の予防給付との併給で暫定的に利用する期間は、 <u>予防専門型訪問サービスを利用できる。</u>
2017.8.10	要支援1の認定結果通知	※仮に認定の結果が異なった場合でも利用者に給付がなされるよう予防専門型訪問サービス事業者及び訪問介護事業者の両方の指定を受けている事業者をケアプラン上は位置づけることが考えられる。
2017.8.11	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書提出	家事援助限定型訪問サービスを利用する。

<事例11>

2017.7.15	新規要介護認定申請	
2017.7.15	訪問型サービスのみを暫定利用	介護予防福祉用具貸与等の予防給付との併給でなければ、 <u>暫定的に利用する期間であっても、原則、家事援助限定型訪問サービスを利用する。</u>
2017.8.10	要支援1の認定結果通知	(認定結果が要介護であった場合、暫定的に利用した期間は事業対象者として取り扱う)
2017.8.11	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書提出	家事援助限定型訪問サービスを利用する。

<事例 12>

2017.7.15	新規要介護認定申請	
2017.7.15	<u>訪問型サービスのみ</u> を暫定利用	介護予防福祉用具貸与等の予防給付との併給でなければ、 <u>暫定的に利用する期間</u> であっても、 <u>原則、家事援助限定型訪問サービス</u> を利用する。 (認定結果が要介護であった場合、暫定的に利用した期間は事業対象者として取り扱う)
2017.8.10	<u>要介護1</u> の認定結果通知	
2017.8.11	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書及び居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書提出	訪問介護を利用する。

【区分変更申請中の暫定利用の場合】

要支援者が状態悪化に伴い区分変更申請を行い、要介護になる可能性がある場合であって、かつ暫定的に訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、暫定的に利用する期間に限り、予防専門型訪問サービスを利用できる。

※区分変更申請が却下された場合、もしくは要支援認定を受けた場合は、訪問介護員等の有資格者による専門的なサービス提供が必要と判断される等、予防専門型訪問サービスを利用できる場合に当てはまらなければ、家事援助限定型訪問サービスの利用に切り替える必要がある。

<事例 13>

2017.7.15	要支援1の人が状態悪化に伴い区分変更申請	
2017.7.15	<u>訪問型サービスのみ</u> を暫定利用	暫定的に利用する期間は、 <u>予防専門型訪問サービス</u> を利用できる。 ※仮に認定の結果が異なった場合でも利用者に給付がなされるよう予防専門型訪問サービス事業者及び訪問介護事業者の両方の指定を受けている事業者をケアプラン上は位置づけることが考えられる。
2017.8.10	<u>要介護1</u> の認定結果通知	
2017.8.11	居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書提出	訪問介護を利用する。

【平成 29 年（2017 年）4 月 1 日以降に新たに介護予防訪問介護もしくは訪問介護を利用した場合】

平成 29 年（2017 年）4 月 1 日以降に新たに介護予防訪問介護もしくは訪問介護を利用した人が、要介護（支援）認定有効期間が満了したことに伴い、訪問型サービスの利用に移行する際は、訪問介護員等の有資格者による専門的なサービス提供が必要と判断される等、予防専門型訪問サービスを利用できる場合に当てはまらない場合、予防専門型訪問サービスは利用できない。

<事例 14>

認定結果	要支援1 (2016.7.1～2017.6.30)	要支援1 (2017.7.1～2019.6.30)	要支援1 (2019.7.1～2021.6.30)
サービス	<u>2017.6.1 から新たに 介護予防訪問介護の利用</u>	予防専門型訪問サービス <u>利用不可</u>	予防専門型訪問サービス <u>利用不可</u>

<事例 15>

認定結果	要介護3 (2016.7.1～2017.6.30)	要支援1 (2017.7.1～2019.6.30)	要支援1 (2019.7.1～2021.6.30)
サービス	<u>2017.6.1 から新たに 訪問介護の利用</u>	予防専門型訪問サービス <u>利用不可</u>	予防専門型訪問サービス <u>利用不可</u>

【状態改善等により身体介護が不要となった場合】

身体介護と生活援助の両方が必要なため、予防専門型訪問サービスを利用していた人が、状態改善等により身体介護が不要となった場合、訪問介護員等の有資格者による専門的なサービス提供が必要と判断される等、予防専門型訪問サービスを利用できる場合に当てはまらない場合は、予防専門型訪問サービスは利用できない。

<事例 16>

認定結果	要支援1 (2016.7.1～2017.6.30)	要支援1 (2017.7.1～2019.6.30)	要支援1 (2019.7.1～2021.6.30)
サービス	利用なし	身体介護を含むため 予防専門型訪問サービス 利用 ↓ <u>身体介護が不要となった場合、</u> 予防専門型訪問サービス <u>利用不可</u> ※家事援助限定型訪問 サービスの利用に切り替える	予防専門型訪問サービス <u>利用不可</u>

【直近の訪問調査結果における「認知症高齢者自立度」がⅡa 以上又は精神疾患等の理由に該当しなくなった場合】

直近の訪問調査結果における「認知症高齢者自立度」がⅡa 以上又は精神疾患等の理由により、訪問介護員等の有資格者による専門的なサービス提供が必要と判断され、予防専門型訪問サービスを利用していた人が、当該理由に該当しない状態になった場合、その他予防専門型訪問サービスを利用できる場合に当てはまらない場合は、予防専門型訪問サービスは利用できない。

<事例 17>

認定結果	要支援1 (2016.7.1～2017.6.30)	要支援1 (2017.7.1～2019.6.30)	要支援1 (2019.7.1～2021.6.30)
サービス	利用なし	直近の訪問調査結果における「認知症高齢者自立度」がⅡa 以上又は精神疾患等の理由により予防専門型訪問サービス 利用 ↓ <u>当該理由に該当しなくなった場合</u> 、 <u>予防専門型訪問サービス</u> <u>利用不可</u> ※家事援助限定型訪問サービスの利用に切り替える	予防専門型訪問サービス <u>利用不可</u>

【65歳に達した日の前日に、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が勤務する指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所で、指定居宅介護又は指定重度訪問介護を利用していた場合】

当該事業所において、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が提供する共生型予防専門型訪問サービスを利用できる。

<事例 18>

認定結果	なし (65歳年齢到達の前日)	要支援1 (2019.3.3～ 2020.3.31)	なし (2020.4.1～ <u>2020.9.30</u>)	要支援1 (2020.10.1～ 2021.9.30)
サービス	障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が勤務する指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所で、指定居宅介護又は指定重度訪問介護を利用している	当該事業所で、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が提供する共生型予防専門型訪問サービス <u>利用可</u>		当該事業所で、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が提供する共生型予防専門型訪問サービス <u>利用可</u>